



メルボルン日本人学校

調達に関する方針

本方針に関するご質問は学校事務(03 9528 1978)までお問い合わせください。

目的

メルボルン日本人学校(JSM)は、本調達方針(以下、本方針)及び関連手順を確実に実施することを約束する。また、本方針に詳述のとおり、最高水準の調達プロセスと優れたガバナンスの原則を関係者が確実に実施するための支援に着手する。

総則

- 本方針は、児童生徒と直接接するか否かを問わず、すべての教職員、ボランティア、請負業者に適用される。また、学校理事に適用される場合もある。
- 本方針の目的は、すべての資産に対する物品およびサービスの調達に関連する原則と枠組みを提供することである。
- 本方針は、本校のガバナンス要件が常時、確実に遵守されることを目的とする。
- 本方針は、すべての調達プロセスが、リスクを軽減し、公正かつ透明性があり、本校に購入価値をもたらす方法で実施されるよう保証することを目的としている。
- 本校は、適切なサプライヤーを選定する確固とした調達プロセスを通じて、商業的、社会的、環境的目標を確実に達成する。
- 本書は、本校のために物品およびサービスが供給、入札、調達、発注、および受領される際に適用される具体的な要件、目的および原則を詳述し、提供するものである。
- 物品またはサービスを調達する際、校内で使用または利用する目的か、あるいは外部委託するかの決定は、学校運営理事会または校長が行う。

本方針に対する違反行為

本校の従業員が本方針の規定に反する行動を行った場合、または本校を代表して調達活動を行う際に不誠実な行動を取った場合は、児童安全基準、中でもとりわけ第9条に基づき、懲戒処分を受けることがある。

本方針の適用範囲

- 校長は、本校が必要とする物品およびサービスのすべての調達活動の管理責任を負う。
- 事務長は、すべての調達活動の管理監督に責任を負う。
- 校長は、調達プロセスの管理および円滑化に責任を負う。
- 本方針は、本校の教育、運営、加えて長期投資と建築プロジェクト(のすべて、あるいはいずれか)の物品・サービスの供給および調達に何らかの形で関わる本校の全従業員に適用される。
- 本方針からの逸脱行為は、方針からの逸脱通知書が理事長および校長によって承認された場合にのみ認められる。

利益相反と利害関係の申告

- 毎年、学校運営理事会の理事全員が利害関係を申告する。
- 調達プロセスに何らかの形で関与する本校の全従業員は、入札者リストに記載された入札者との直接的または間接的な利害関係をすべて事前に申告しなければならない。また、調達プロセスにおける便宜供与の疑いまたは実際の便宜供与を避けるため、その評価プロセスから身を引かなければならない。

購入手続き

- 購入の際は、校長と事務長の承認を得ることとする。
- \$3,000 以上の予算外支出に関しては、理事長の承認を得ることとする。

契約書の作成

- 契約の作成、交渉、締結および管理は、校長または事務長が行う。
- 資産／建物／プロジェクトに分類される物品・サービスの調達については、適法契約を締結しなければならない。

リスク評価や管理計画、および取り組み

- リスク評価と管理計画は、教職員、ボランティアおよび子どもからの意見や懸念の聞き取りに基づき、これに対応している。本計画は、危害や虐待のリスクを管理する必要性と、プライバシー、情報へのアクセス、社会的なつながり、および学習機会に対する子どもが有する権利とのバランスを取るための学校側の取り組みを表している。
- 教職員とボランティアに対してリスク管理計画を提供し、子どもに対する虐待や危害のリスクを認識させると同時に、これを予防し軽減するため取るべき行動についての理解を促す。
- 子どもに対する虐待や危害のリスクが確認された場合、本校の教職員およびボランティアがこれを予防し軽減するための行動をとる。

- リスク評価と管理計画は、常に最新の状態に保たれるよう定期的な見直しを行い、苦情、懸念、および安全に関わる事案から得られた教訓をこれに織り込む。
- 校長および学校理事は、子どもに対する虐待や危害のリスクを特定、予防および軽減することに重点を置いたリスク評価と管理を徹底する。
- 第三者との契約交渉の際には、第三者に求められる子どもの安全と福祉の基準が満たされない場合、本校が措置を講じることができる条件を契約に盛り込む。
- 第三者と契約を行う場合、学校は第三者と契約することが子どもに対する虐待や危害のリスクにつながるか否か、またそのリスクの程度を評価するための措置をとる。
- 第三者請負業者がもたらし得るリスクのレベルに応じて、学校は子どもに対する虐待や危害のリスクを予防または軽減するための措置を講じる。適切な行動には以下が含まれる。
 - 第三者請負業者に対し、本校の方針および手順の遵守を求める。
 - 第三者請負業者による子どもの安全基準と本校の方針および手順（両方、またはいずれか）の遵守を監視する。
 - 第三者請負業者と協力し、子どもに対する虐待や危害のリスクを特定、予防、および軽減する。
 - 学校側が第三者による子どもに対する虐待や危害のリスクを適切に管理できない場合、契約を解除するか、児童を保護するためのその他の適切な措置を検討する。
- 適切であれば、教職員、ボランティア、保護者、および子どもに対し、オンライングルーミング、ネットいじめ、セクスティングといったネット環境におけるオンラインの安全性やリスクについての情報を提供する。また、不快な経験や懸念を報告するためのサポートを得ることができる。

承認

作成日	2024年11月
審議	教職員、学校運営理事会
承認者	学校運営理事会
承認日	2024年11月
再評価予定日	2026年11月

本方針は英語で作成され、日本語版はあくまで参考として翻訳されています。英文版が正本である為、これら両言語版の間に矛盾抵触がある場合は英文版が優先されます。